

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十一年二月十六日

目次

公 示

建設業法に基づく経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

(建設政策課)

ページ

公 示

建設業法に基づく経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、知事に対してする経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求（以下「申請及び請求」という。）の時期及び方法を、次のように定めたので公示する。

建設業法に基づく経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（平成十八年四月一日公示）は、廃止する。

平成二十一年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請及び請求の時期及び方法

1 申請及び請求の時期

申請及び請求をしようとする者の申出により、主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所が指定する日時とする。

2 申請及び請求の方法

(一) 申請及び請求の申出

(1) 申出方法

申請及び請求をしようとする者は、申請及び請求申出用の郵便往復はがき（別記様式）により、主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所に申し出る。

(2) 申請及び請求の申出先

岐阜土木事務所 岐阜市司町一

電話番号 〇五八 二七二 一一一 内線三六四九

- 大垣土木事務所 大垣市江崎町四二二 三
 - 揖斐土木事務所 揖斐郡揖斐川町上南方一 一
 - 美濃土木事務所 美濃市生櫛一六一 二
 - 郡上土木事務所 郡上市八幡町初音一七二七 二
 - 可茂土木事務所 美濃加茂市古井町下古井大脇二六一〇 一
 - 多治見土木事務所 多治見市上野町五 六八 一
 - 恵那土木事務所 恵那市長島町正家後田一〇六七 七一
 - 下呂土木事務所 下呂市萩原町羽根二六〇五 一
 - 高山土木事務所 高山市上岡本町七 四六八
 - 古川土木事務所 飛驒市古川町上野流六一七 一
- (二) 申請及び請求の書類の提出等
- (一)の申出により申請及び請求の日時及び場所を指定し、郵便はがきにより通知するので、この通知に従い申請及び請求の書類を指定場所に持参すること。
- なお、郵送による申請及び請求の書類の受付は行わない。
- 二 申請及び請求の書類
- 申請及び請求時に必要な提出書類及び提示書類は、岐阜県県土整備部建設政策課が発行する経営事項審査申請の手引きに記載する書類等とする。
- 三 申請及び請求に係る手数料
- 1 手数料
- (一) 経営規模等評価の申請に係る手数料については、八千百円に評価を受けようとする建設業一種類につき二千三百円を加算して得た額
- (二) 総合評定値の請求に係る手数料については、四百円に通知を受けようとする建設業一種類につき二百円を加算して得た額
- 2 納付方法
- 岐阜県収入証紙を審査手数料証紙貼付書にはり付けること。
- 四 申請及び請求の結果の通知
- 経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書は、申請者及び請求者あて郵送する。
- 五 この公示に関する問い合わせ先
- 岐阜県県土整備部建設政策課
岐阜市数田南二 一 一

別記様式

(住 信 裏 面)

経営事項審査申請申出書

下記のとおり、経営事項審査申請の申出をします。

申 出 者	許 可 番 号	国土交通大臣 一般 岐阜県知事 許可 (- 第 号) 特
	主たる営業所の所在地	
	商 号	
	代 表 者	
	電話番号(連絡先)	
審査基準日(最新の決算日)	平成 年 月 日	
審査希望月	平成 年 月	

上記太線枠の中のみ記入すること。

土木事務所記入欄	平成 年 月 日 午前 ・ 午後
----------	------------------

(返 信 裏 面)

経営事項審査申請日等通知書

申出のあった、経営事項審査申請について下記のとおり決定したので通知します。

審 査 日	平成 年 月 日	午前 午後
審 査 場 所	総合庁舎	会議室

指定された審査日時に申請することができなくなった場合は、すみやかに所管する土木事務所に申し出る。 (この場合、翌日以降に変更となることもあります。)

平成二十一年二月十六日印刷
平成二十一年二月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
四八、〇〇〇円
岐阜尾文芸社